

4 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			令和8年度初期消火器具整備費補助事業について【市連】	3
2(1)	○	○			自治会町内会館整備について【市連】	5
2(2)	○	○			新任自治会町内会長等講習会の開催について	6
3(1)	○	○			山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【市連】	7
3(2)	○	○			横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【市連】	8
3(3)	○	○			ハザードマップの更新について【市連】	13
3(4)	○	○			地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【市連】	14
3(5)	○	○			令和8年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について	15
3(6)	○	○			令和7年度港南区元気な地域づくりフォーラムの開催報告及び令和8年度の日程について	16
3(8)	○	別途郵送			令和8年度赤十字会費(募金)募集および社会を明るくする運動実施委員会会費(募金)の協力について	17
4(1)ア	○	○			令和8年九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱	18
4(1)イ	○	○			「更生保護女性会こうなん」第2号の配布について	18

1 刑法犯認知件数（特殊詐欺以外）【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやすい 犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	12,184	309	168	79	18	87	673	2,625
港南署	252	6	5	1	0	2	11	47
昨年同期比	208	2	3	0	0	6	32	32
増減	+44	+4	+2	+1	0	-4	-21	+15

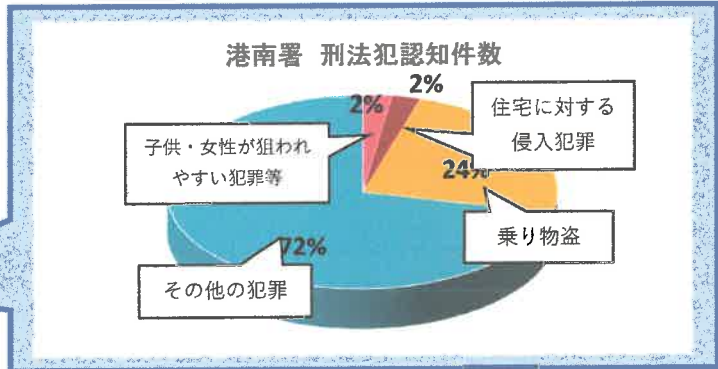
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的態度撮影の犯罪の総称です。
※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)	
令和8年3月末現在	前年との増減
磯子署	192 +25
南署	247 +61
戸塚署	335 +73
栄署	107 +37



これが発生傾向だよ！

▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」



▲「シジューカラ部長」

2 特殊詐欺認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	493	3,167,000,000	263	2,335,000,000	53	172,000,000	76	80,000,000	75	209,000,000
港南署	38	200,000,000	14	129,000,000	6	33,000,000	8	9,000,000	7	4,900,000
昨年同期比	2	10,500,000								
増減	+36	+189,500,000								

※ 預貯金、キャッシュカード詐欺盗は、キャッシュカードをだまし取る手口なので、出金等が確認されない場合被害額は0になります

※ 合計件数には、その他の特殊詐欺(融資保証詐欺など)が含まれます

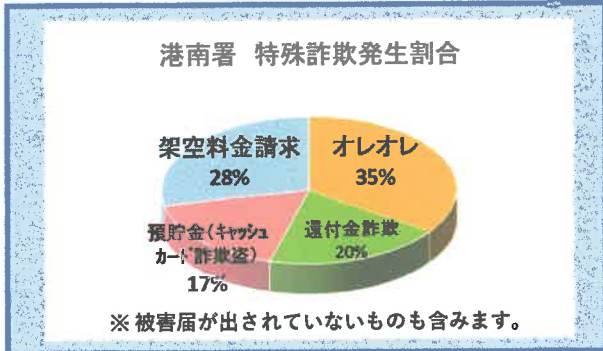
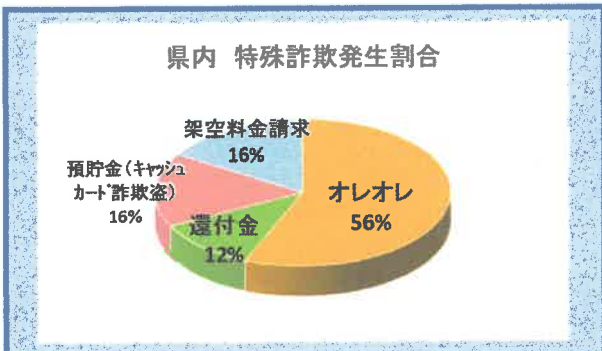
※ この表は、被害届を受理したもののみ反映しています

3 “港南区内、特殊詐欺発生件数(被害届が出されてないものも含む)【手集計】

特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
49	213,500,000	16	142,000,000	9	39,000,000	8	9,000,000	13	14,000,000

※被害届には、捜査中のものを含みます

※ 合計件数には、その他の特殊詐欺(融資保証詐欺など)が含まれます
※ この表には、被害届が出されていないものも含まれます



犯罪発生状況一覧表～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和8年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯			風俗犯			その他			合計			
	殺 人	強 盗	放 火	(強 制性 交 渉 等)	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ (強 制 性)	公 然	そ の 他	器 物 損 壊 等	そ の 他	小 計						
1月	1				1	3	3		6	2	23	24	49	21		21	3		3	1	3	4	84		
2月					0	2	4		6	6	13	25	44	15	2	17	1		1	1	1	2	70		
3月			1		1	2	1	1	4	3	24	35	62	22		22		3	3	2	4	6	98		
4月					0				0				0		0				0			0	0		
5月					0				0				0		0				0			0	0		
6月					0				0				0		0				0			0	0		
7月					0				0				0		0				0			0	0		
8月					0				0				0		0				0			0	0		
9月					0				0				0		0				0			0	0		
10月					0				0				0		0				0			0	0		
11月					0				0				0		0				0			0	0		
12月					0				0				0		0				0			0	0		
合計	1	0	1	0	2	7	8	1	0	16	11	60	84	155	58	2	60	4	0	3	7	4	8	12	252

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					乗物盗				非侵入窃盗							合計	特殊詐欺	
	空 巣	忍 込 み	居 空 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車	小 計	ひ つ た く り	置 引 き	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	自 販 機 ね ら い	万 引 き	そ の 他			小 計
1月	1				1	2	2	4	17	23				1	13	10	24	49	11
2月	3	1			2	6		3	10	13		1	4	1	4	15	25	44	11
3月	1				2	3		4	20	24				5	16	14	35	62	16
4月					0				0	0							0	0	
5月					0				0	0							0	0	
6月					0				0	0							0	0	
7月					0				0	0							0	0	
8月					0				0	0							0	0	
9月					0				0	0							0	0	
10月					0				0	0							0	0	
11月					0				0	0							0	0	
12月					0				0	0							0	0	
合計	5	1	0	0	5	11	2	11	47	60	0	1	4	7	0	33	39	84	38

犯罪発生状況一覧表～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和8年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯				租暴犯					窃盗犯				知能犯			風俗犯				その他			合計		
	殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交	小 計	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	小 計	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	小 計	詐 欺	そ の 他	小 計	わ い せ つ 不 同 意	公 然	そ の 他	小 計	器 物 損 壊 等	そ の 他		小 計	
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	3	2	1		6		21	26	47	10		10	被害者保護等の観点から非表示			2	2	1	3	4	69
笹下					0					0	1	1	2	4	7		7				0		1	1		12
日野					0		2			2		3	9	12	1		1				0		1	1		16
芹が谷	1		1		2	1	2			3	4	4	10	18	7		7				0		1	1		31
南高校前					0					0		2	3	5	5		5				0				0	10
野庭					0					0		8	2	10	6		6				0				0	16
港南台駅前					0	2	2			4	2	16	22	40	5		5				0	1	1	2		51
上永谷駅前					0					0		5	5	10	5		5				0	2		2		17
日限山					0					0	3			3	2		2				0				0	5
港南台南					0	1				1	1		4	5	9		9				0				0	15
その他					0					0		1	1			3	3				1	1		1	1	6
合計	1	0	1	0	2	7	8	1	0	16	11	60	84	155	57	3	60	4	0	3	7	4	8	12	252	

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小 計	乗物盗				非侵入盗							合 計	特殊詐欺								
	空 巣	忍 込	居 空	金 庫 破 り	そ の 他		自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車	小 計	職 権 盗	払 出 盗	置 引 き	非 部 品 ね ら い	色 情 ね ら い	万 引 き	そ の 他			小 計							
上大岡駅前						0		2	19	21		2	1	1		17	5	26								47	8
笹下					1	1			1	1	1					1		2								4	3
日野						0		2	1	3		1		2			6	9								12	1
芹が谷	1	1			2	4		2	2	4	1			1		3	5	10								18	5
南高校前						0		1	1	2				1			2	3								5	4
野庭						0	1	3	4	8						2		2								10	4
港南台駅前	1				1	2	1	1	14	16		4		1		8	9	22								40	4
上永谷駅前						0			5	5		1		1			3	5								10	4
日限山	2				1	3				0								0								3	1
港南台南	1					1				0						2	2	4								5	4
その他						0				0								0								0	
合計	5	1	0	0	5	11	2	11	47	60	2	8	1	7	0	33	32	83								154	38



～特殊詐欺被害の内訳～

港南警察署が認知した特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺の被害の発生状況をお知らせします。

- ◆特殊詐欺発生件数は **38件** (令和8年3月末現在)
- ◆被害額は 約**2億円** (令和8年3月末現在)
- ◆投資詐欺発生件数は **6件** (令和8年3月末現在)
- ◆被害額は 約**6,500万円** (令和8年3月末現在)
- ◆ロマンス詐欺発生件数は **4件** (令和8年3月末現在)
- ◆被害額は 約**3,200万円** (令和8年3月末現在)

※上記数値は被害届が提出されたものに限る。



《折り返します大作戦》

サギの犯人は「折り返します」と言われるのが嫌い

- ① 相手を確認 (部署・氏名・連絡先)
- ② 「折り返します」と電話を切る (話し途中でも)
- ③ 港南警察署045-842-0110に確認の電話をする

※ご家族・ご友人・ご近所の方にもこの作戦を伝えてください

乗り物盗 (自転車盗)
が急増してます!!

自転車盗難対策4ヶ条

① ダブルロック

犯人は、鍵を挿すのに時間がかかると嫌がります

② 路上に放置しない

すぐに戻るからと思っても必ず施錠しましょう

③ 自宅でも施錠

自宅敷地内から盗まれることも多数発生

④ 車体をキレイに

やっぱりきれいな自転車は、盗みにくいものです

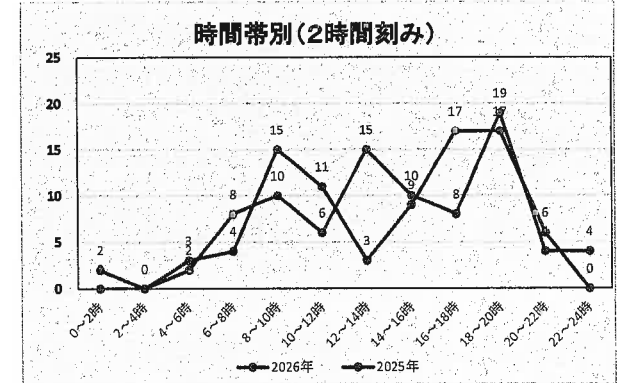
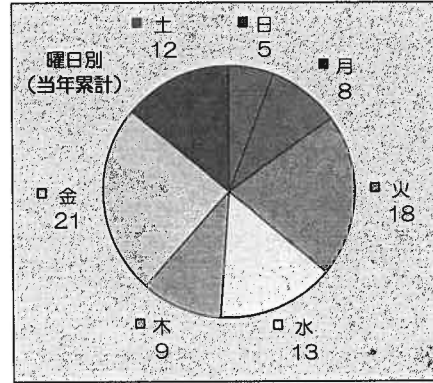
港南警察署生活安全課

☎ 045-842-0110 (代)

港南警察署交通事故発生状況

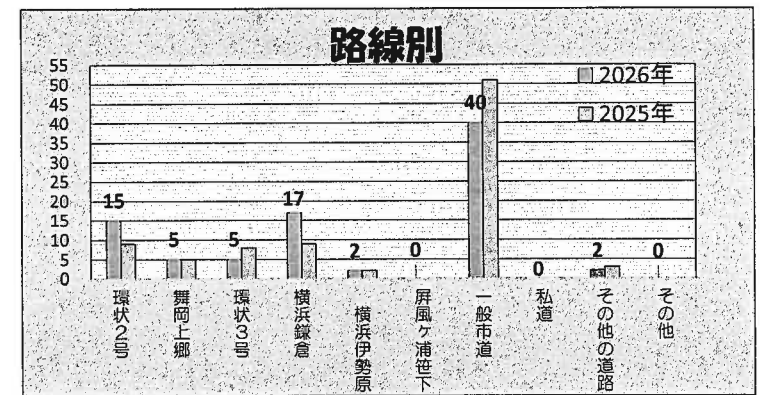
2026年4月1日
現在（概数）

神奈川県内		件数	死者	負傷者
3月中		1,864	14	2,151
	前年比	+88	+4	+187
年累計		5,249	40	6,062
	前年比	+285	-3	+656

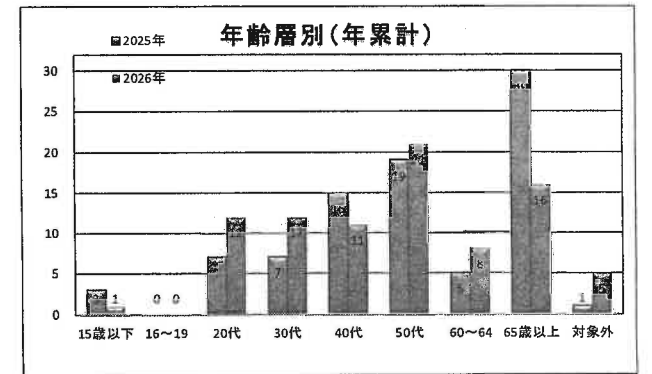
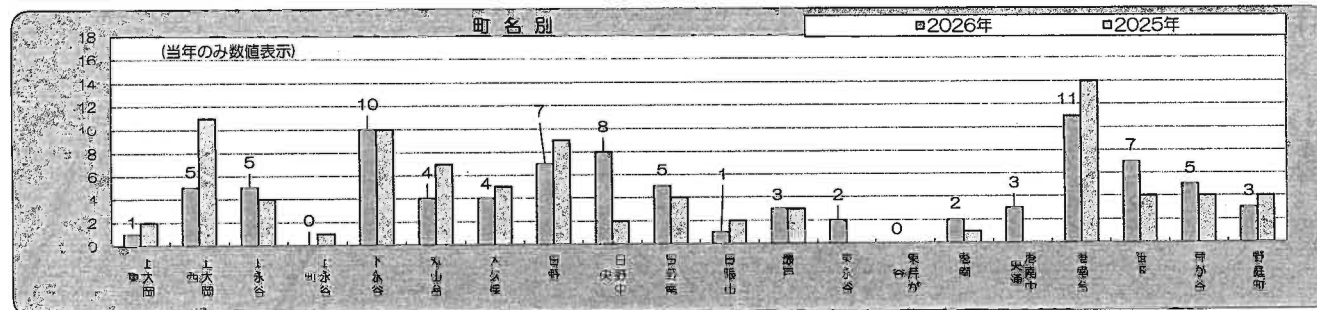


港南区内		件数	死者	負傷者
3月中		31	0	33
	前年比	-2	±0	-5
年累計		86	0	92
	前年比	-1	±0	-7

月	関係事故	二輪車関係		自転車関係		高齢者関係		子ども関係	
		件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率	件数	構成率
3月中		15	48.4%	5	16.1%	10	32.3%	0	0.0%
	前年比	+9		-2		-7		-4	
年累計		38	44.2%	10	11.6%	28	32.6%	0	0.0%
	前年比	+18		-6		-17		-5	



状態別 月	人対車両				車両相互						車両 単独	合計
	横断		その他	計	正面 衝突	追突	会 い 頭	右 左 折	その他	計		
	歩道上	歩道外										
3月中	5	0	2	7	0	6	2	6	9	23	1	31
	+1	-4	-1	-4	±0	+3	-4	-3	+5	+1	+1	-2
	16.1%	0.0%	6.5%	22.6%	0.0%	19.4%	6.5%	19.4%	29.0%	74.2%	3.2%	100%
年累計	14	4	5	23	0	13	6	24	19	62	1	86
	+1	-2	-2	-3	-2	-1	-11	+13	+2	+1	+1	-1
	16.3%	4.7%	5.8%	26.7%	0.0%	15.1%	7.0%	27.9%	22.1%	72.1%	1.2%	100%



令和8年3月 火災・救急の概況


(令和8年3月31日 速報値)

		港南区			横浜市			
		令和8年	令和7年	増減	令和8年	令和7年	増減	
火災	火災件数	9	8	1	209	244	-35	
	種別	建物火災	7	7	-	127	147	-20
		林野火災	-	-	-	1	-	1
		車両火災	-	-	-	14	12	2
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	2	1	1	67	85	-18
	損害程度	焼損床面積(m ²)	205	102	103	2,123	1,989	134
		死者(人)	1	-	1	8	12	-4
		負傷者(人)	2	2	-	31	36	-5
	主な原因	電気機器	1	-	1	23	14	9
		ストーブ	1	2	-1	8	11	-3
		放火(疑い含む)	1	1	-	43	52	-9

火災以外	その他災害	265	275	-10	4,406	4,951	-545
------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	------

救急	救急件数	3,743	3,857	-114	60,258	63,697	-3,439	
	種別	急病	2,555	2,635	-80	41,731	45,076	-3,345
		交通事故	137	105	32	2,011	2,075	-64
		一般負傷	677	732	-55	11,317	11,369	-52
		その他	374	385	-11	5,199	5,177	22
	出場形態	消防車+救急車の連携した件数	183	207	-24	3,043	3,553	-510
		ミニ消防車+救急車の連携した件数	87	110	-23	1,381	2,168	-787

「よこはま防災eパーク」コンテンツを一部ご紹介します！

 災害別に学ぶ～火災 コーナーから

▼3分でわかる！住宅防火対策

住宅用火災警報器～点検・交換編～

短い動画で住宅用火災警報器の点検の方法についてクイズを交えて楽しく理解できます。

▼初期消火器具取扱い方法(約11分)

自治会町内会での集会や実際に訓練を行った後の復習、反復学習などにご活用いただけます。



↑上の二次元コードからアクセス！



初期消火器具整備費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱
(固定式)



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的の実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港南消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



4 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度から港南区に対象の地域はありませんが、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は全部更新</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合 ※ 港南区に対象の地域はありません	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

5 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認くださいませようお願いします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、港南消防署へご連絡ください。

電話 045(844)0119 港南消防署 総務・予防課予防担当あて

担当：港南消防署総務・予防課予防担当
池田、長谷川、加藤
電話 045-844-0119

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。(修繕を除く)

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。)(※2)
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。
【予算割当の優先順位の考え方】
 - ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
 - ・築年数の古い会館を優先します。
- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関(取扱金融機関)

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、

返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること(下記「自治会町内会の法人化」参照)
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



令和8年4月20日

自治会町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

新任自治会町内会長等講習会の開催について

このたび、自治会町内会の新会長や役員に就任して間もない方々を対象に、自治会町内会活動に役立てていただくための講習会を次のとおり開催します。

参加を希望される方は、参加申込書に御記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

開催日時

令和8年6月6日(土) 14時00分～16時30分

2 会場

港南区役所 6階 会議室

3 内容

第一部 自治会町内会活動について

自治会町内会の役割や活動、防犯や発災時の対応などについて、区役所担当者が説明します。

第二部 現役自治会町内会長をまじえた意見交換会

経験のある会長からお話をした後、疑問にお答えいただきます。

4 参加対象者

新任自治会町内会長及び自治会町内会の役員を務めている方

5 参加人数

各自治会町内会1～2名程度

6 申込期限

令和8年5月15日(金) 必着

※お申し込みいただいた後は、延期の場合を除いてこちらからの案内はありません。

直接会場へお越しください。お申し込み後欠席される場合は御連絡ください。

※お申し込みをいただいていない方の参加はご遠慮いただいております。

<連絡先> 〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話847-8391 FAX842-8193

新任自治会町内会長等講習会参加申込書

自治会町内会名： _____

氏 名	役 職	連絡先 TEL・FAX

※会場の都合上、各自治会町内会1～2名程度でお願いします。

※延期の場合は前日までにご連絡いたしますので、日中連絡がつく連絡先をご記載ください。

<質問事項>

自治会町内会活動についてわからないこと、不安なこと、地域の方々に相談されたことなど、なんでも結構です。御記入ください。

・申込み期限：5月15日(金)

・申 込 先：〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話：847-8391 FAX：842-8193

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課
担当 武
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

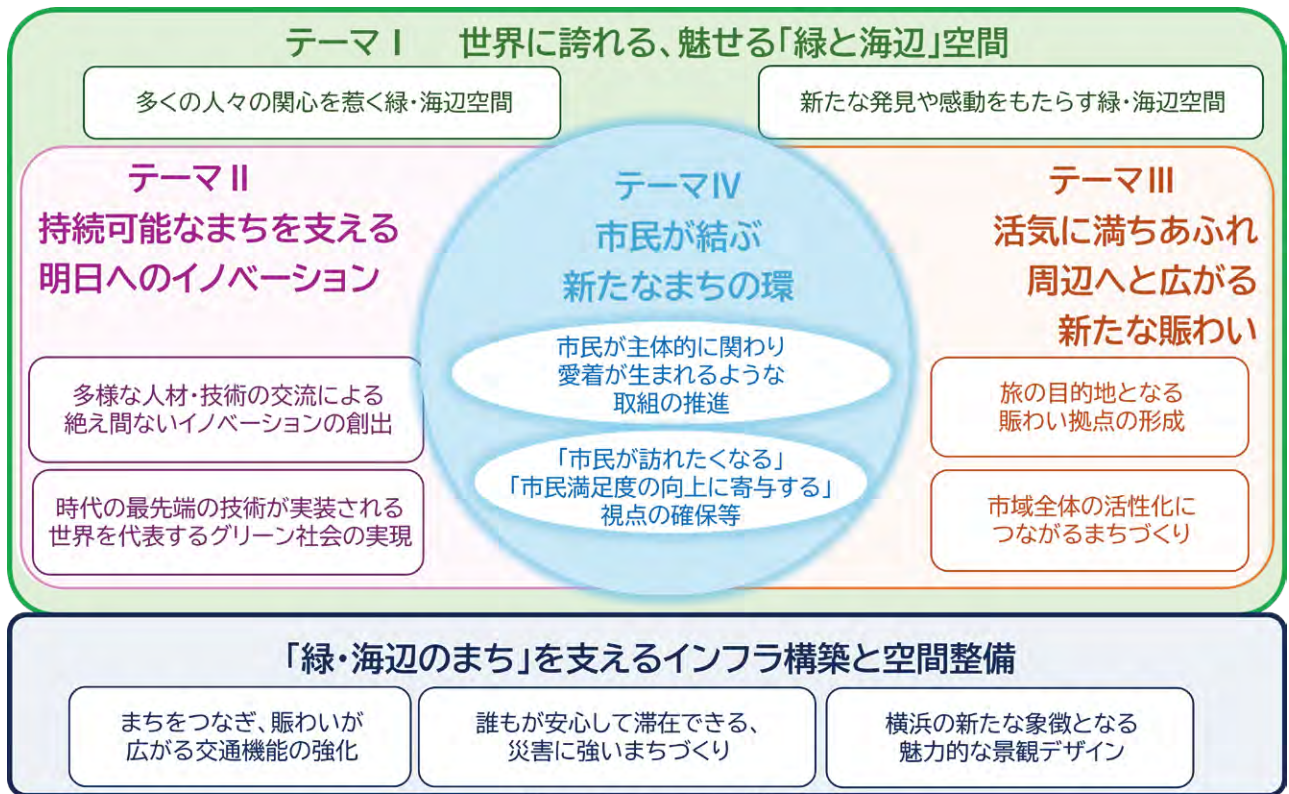
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

公営マスコットキャラクター トゥーンタウン

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマⅡ及びⅢを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト **NEW**

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント **NEW**

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

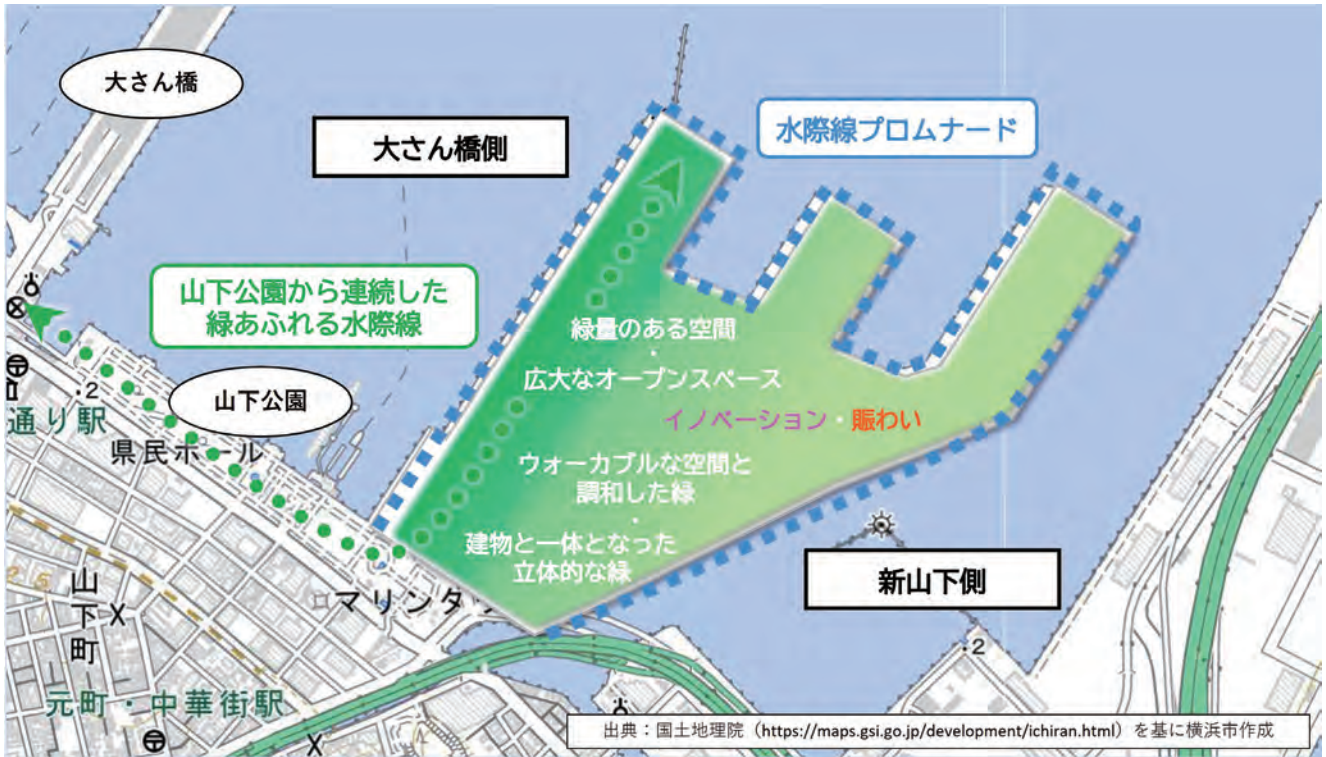
環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

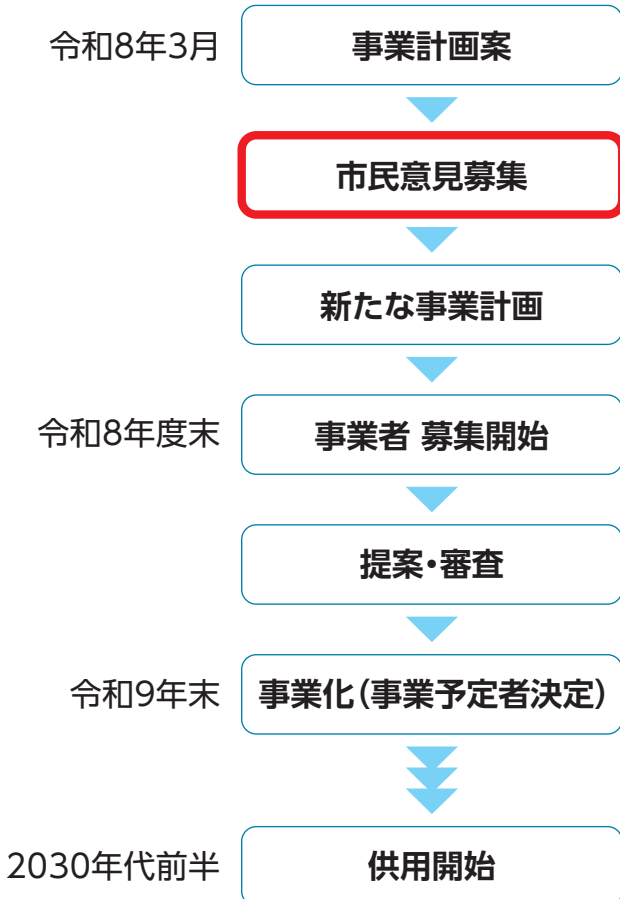
- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

● ゾーニングイメージ NEW



大さん橋側のエリアには、臨港パークから山下公園に至る動線と連続した水際線の価値を最大限生かしながら、緑量のある空間、海辺を背景とした広大なオープンスペース等を配置する。
また、埠頭中心から新山下側のエリアには、ウォーカブルな空間と調和した緑や、建物と一体となった立体的な緑と併せて、イノベーションや賑わいを創出する空間・機能を配置する。

● 今後のスケジュール（予定）



該当する項目にを入れ、ご意見をご記入ください。
※該当する項目がわからない場合等は、その他にしてください。

- | | |
|----------------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 山下ふ頭の将来像、再開発のコンセプト | <input type="checkbox"/> 緑・海辺空間の機能 |
| <input type="checkbox"/> ゾーニングイメージ | <input type="checkbox"/> 賑わい機能 |
| <input type="checkbox"/> <u>イノベーション機能</u> | <input type="checkbox"/> 交通機能 |
| <input type="checkbox"/> <u>市民が結ぶ新たなまちの環</u> | <input type="checkbox"/> 景観形成 |
| <input type="checkbox"/> 安全・安心機能 | <input type="checkbox"/> 環境配慮 |
| <input type="checkbox"/> エリアマネジメント | |
| <input type="checkbox"/> 教育・子育て | |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

※切り取り線※

※切り取り線※

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

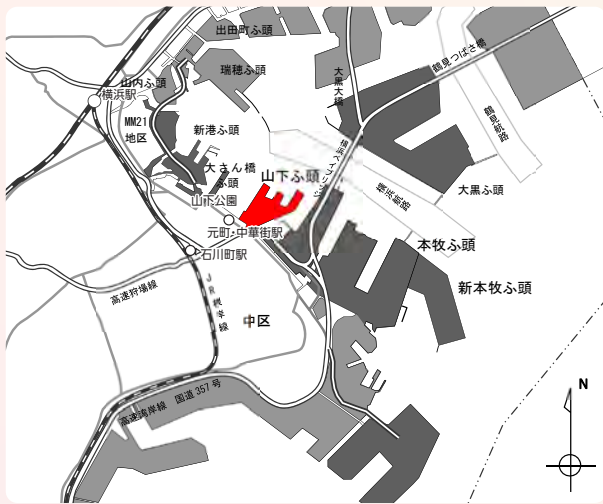
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードから
アクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

○主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
○また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエキスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一般建築士事務所
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切にする様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト (電子チケット等)

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています (取扱い券種は「1日券」のみ)。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F (3月31日時点)

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日時予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日（年末年始等）にコールセンター（看護師等）で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯（平日日中）に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間（部屋の貸出）は、これまでどおり、変更はございません。

担当 港南区福祉保健課 及川・田中(TEL:045-847-8441)

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしく申し上げます。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所で配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

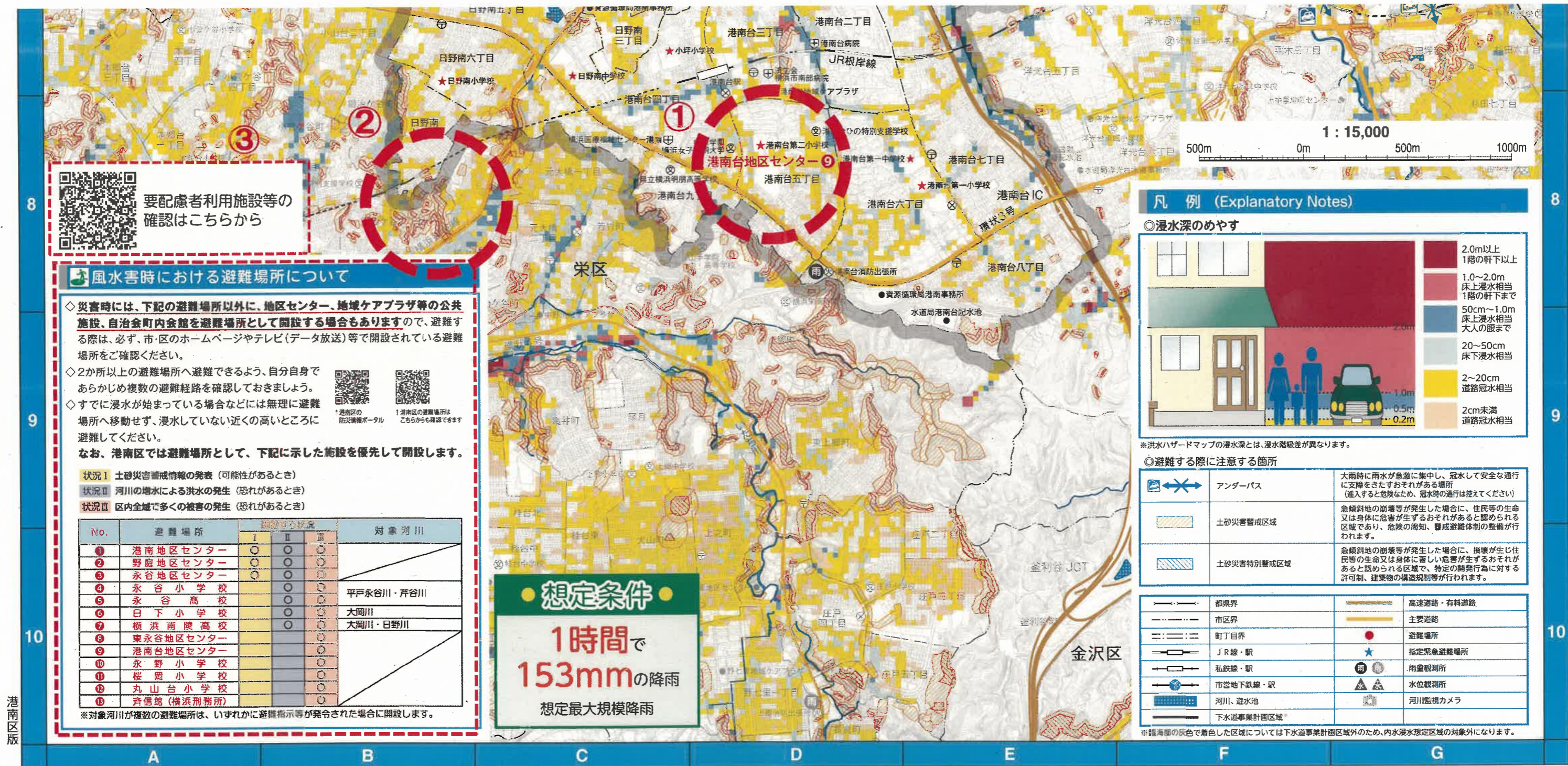
項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域②	
浸水想定区域内の 要配慮者利用施設等③	市ホームページに施設一覧掲載 及びハザードマップに当該一覧 の二次元コードを追加記載

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大降雨時

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 今野、寒河江
電話 045-671-3456 / FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp



要配慮者利用施設等の
確認はこちらから

風水害時における避難場所について

◇災害時には、下記の避難場所以外に、地区センター、地域ケアプラザ等の公共施設、自治会町内会館を避難場所として開設する場合がありますので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所をご確認ください。

◇2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。

◇すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。

なお、港南区では避難場所として、下記に示した施設を優先して開設します。

- 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表 (可能性があるとき)
- 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生 (恐れがあるとき)
- 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生 (恐れがあるとき)

No.	避難場所	開設する状況			対象河川
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	
①	港南地区センター	○	○	○	平戸永谷川・戸谷川
②	野庭地区センター	○	○	○	
③	永谷地区センター	○	○	○	
④	永谷小学校	○	○	○	
⑤	永谷高校	○	○	○	
⑥	日下小学校	○	○	○	
⑦	横浜商陵高校	○	○	○	
⑧	東永谷地区センター	○	○	○	
⑨	港南台地区センター	○	○	○	
⑩	永野小学校	○	○	○	
⑪	桜岡小学校	○	○	○	大岡川・日野川
⑫	丸山台小学校	○	○	○	
⑬	齊信館(横浜刑務所)	○	○	○	

※対象河川が複数の避難場所は、いずれかに避難指示等が発令された場合に開設します。

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

凡例 (Explanatory Notes)

◎浸水深のめやす

	2.0m以上 1階の軒下以上
	1.0~2.0m 床上浸水相当 1階の軒下まで
	50cm~1.0m 床上浸水相当 大人の腰まで
	20~50cm 床下浸水相当
	2~20cm 道路冠水相当
	2cm未満 道路冠水相当

※洪水ハザードマップの浸水深とは、浸水階級が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

	アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所(進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください)
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	町丁目界		避難場所
	JR線・駅		指定緊急避難場所
	私鉄線・駅		雨量観測所
	市営地下鉄線・駅		水位観測所
	河川、遊水池		河川監視カメラ
	下水道事業計画区域		

※緑色の灰色で着色した区域については下水道事業計画区域外のため、内水浸水想定区域の対象外になります。

令和8年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について

1 全国一斉情報伝達試験の実施について

例年、地震・津波などの災害時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、情報伝達試験を実施しております。

令和8年度は、下記の日時での実施が予定されております。試験実施の際は、区内に設置されたスピーカーから、チャイムや試験放送メッセージが流れますので、ご承知おきください。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

2 実施日時

- (1) 令和8年 6月 3日（水） 11時00分
- (2) 令和8年 8月26日（水） 11時00分
- (3) 令和8年11月11日（水） 11時00分
- (4) 令和9年 2月 3日（水） 11時00分

※災害等により試験放送を中止する場合には、横浜市防災スピーカーのホームページ等でお知らせします。

3 区内放送場所

港南区役所、桜岡小学校、下永谷小学校、芹が谷消防出張所、永谷小学校、日野小学校、永野小学校、日下小学校、下野庭小学校、上永谷中学校、港南台第一中学校、港南台第二小学校

※港南区外でも、全国で一斉に試験が実施されます。

問合せ先

港南区総務課危機管理・地域防災担当

電話：847-8315

Eメール：kn-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度港南区元気な地域づくりフォーラム 開催報告

1 開催概要

- (1) 日 時 令和8年3月14日(土) 13時30分～15時30分
- (2) 会 場 港南公会堂 ホール
- (3) 主 催 港南区連合町内会長連絡協議会 港南区社会福祉協議会 港南区役所
- (4) 来場者数 253名(登壇者、従事者含む)

2 主なプログラムと当日の様子

○地域防災拠点とこうなん災害時協働隊との連携について

港南区総務課危機管理・地域防災担当係長 伊藤 佑介

令和6年度に発足した「こうなん災害時協働隊」が、7年度は各地区の地域防災拠点訓練に参加しました。

地域との顔合わせや、事業所が保有する資器材を活用した訓練を通して、地域・事業所・区役所の連携を強化することが出来ました。



○第5期港南ひまわりプラン(区計画・地区別計画)発表

令和8年度からスタートする、第5期港南ひまわりプラン(港南区地域福祉保健計画)がお披露目になりました。

地区別計画については、地域の皆様に発表していただきました。今後5年間の各地区の取組について、参加者全員で共有しました。

(区計画)

港南区社会福祉協議会 事務局長 室井 慶之



(地区別計画)

永野地区：黒川 暁博、高橋 克彦

ひぎり地区：松浦 典子、飛田 真由美



上大岡地区：池田 学



芹が谷地区：小池 雅子、狩俣 努



野庭住宅地区：播磨 清二



大久保最戸地区：笠原 博明



永谷地区：若林 諭



日野地区：田代 孝之



下永谷：高瀬 正弘



日野南地区：脇田 和郎、伊藤 晴夫



港南台地区：川島 千春



日野第一地区：佐藤 正市



日下地区：菅野 洋子



野庭団地地区：黒田 祐輔、下中村 哲郎



笹下地区：清水 一明



(敬称略)

令和8年度 協働による地域づくり 取組の方向性について
港南区連合町内会長連絡協議会 会長 古屋 文雄

「令和8年度協働による地域づくり取組の方向性」に
ついて、古屋会長から発表していただきました。
資料は下記 URL、二次元コードからご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/kyodo/ikenkoukankai.html



令和7年度 港南区元気な地域づくりフォーラム 来場者アンケート集計結果

アンケート回収数 82件

本日のフォーラムの内容はいかがでしたか？

大変よかった	24件	29.3%
よかった	52件	63.4%
ややよくなかった	0件	0%
よくなかった	0件	0%
無回答	6件	7.3%

どのコーナーが印象的でしたか？（複数回答可）

1.地域防災拠点とこうなん災害時協働隊の連携について	28件	25.0%
2.港南ひまわりプラン区計画の発表	22件	19.6%
3.港南ひまわりプラン地区別計画の発表	62件	55.4%
4.その他	0件	0.0%

本日のフォーラムについて、何で知って参加されましたか？（複数回答可）

1.自治会・町内会	61件	55.1%
2.地区社協	29件	26.1%
3.所属している委嘱委員	16件	14.4%
4.広報よこはま	4件	3.6%
5.ホームページ	0件	0.0%
6.その他	1件	0.9%

今後地域活動の取組情報をどのように入手したいですか？（複数回答可）

1.フォーラムに参加して、他地区の取組の発表を聞きたい	47件	40.9%
2.他地区の取組を聞くだけでなく、意見交換をしたい	13件	11.3%
3.他地区の取組について知りたいが、SNS等を利用して情報提供してほしい	18件	15.7%
4.年1回のフォーラムだけでは、知ることが出来る他地区の取組が少ないので、もっと頻度高く、情報提供してほしい	12件	10.4%
5.他地区の方ともっと気軽に情報交換できる場を設けてもらいたい	25件	21.7%
6.その他	0件	0.0%

ご意見・ご感想など（抜粋）

- 地区ごとにそれぞれ考え、努力していることが受け取れた。
- 他地区の情報は入りづらいので、ぜひ今後もこのようなフォーラムを続けて、港南区が盛り上がってほしい。
- 各地区の具体的な活動が多くあり、参考になった。初めて参加したが、港南区の活動に驚いた。
- 応援のうちわが、自分たちも参加しているという気持ちにもなれて、とてもよかった。
- 各地区のあり方、取組、興味深い発表の仕方に感心した。もっと自分の地域に関心を持ちたいと思った。
- 地区別計画発表はとても素晴らしかったが、少し時間が長い気がした。

会場の様子



令和8年4月 20 日

【番号】【自治会町内会名】 会長 様

日本赤十字社港南区地区委員会
委員長 栗原 敏也

令和8年度 赤十字会費(募金)募集への協力について(ご依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より赤十字活動につきましては格別のご理解ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度もその活動財源となります標記会費へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきます。何卒、その取りまとめへのご協力をくださいますようお願い申し上げます。

なお、会費につきましては、任意になります。募集に際しましては、各地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただき、ご支援くださいますようお願いいたします。

1. 募集期間 令和8年5月～8月
2. 募集用資材 別紙「赤十字会費募集資材一覧表」に記載しております。
3. 会費目安額 〇〇〇, 〇〇〇円

※根拠世帯数: 〇〇〇世帯 …保護世帯相当として予め 3%除いています。ここに一世帯 200 円を目安として乗じ、上記目安額を算出しています。

※自治会町内会様への目安額は、令和8年1月末現在で港南区役所にお届け頂いている世帯数を基準に算出しております。実際の世帯数と異なる場合もあるかと思われます。募金として各自治会・町内会様にご協力をいただく中で、運営状況や実情に合わせた取りまとめとなりますよう、ご支援をよろしく願いいたします。

4. 用途
集められた会費の8割は、アジア・アフリカ等における国際援助活動や国内の地震・風水害等の災害による救援事業、ボランティアの育成、看護師養成、社会福祉事業の援助等に広く使われます。また2割は、港南区内で実施する各種救急法講習会、地域支援事業等に使われる予定です。

5. その他
・会費の詳細は別添「港南区赤十字会費(募金)募集実施要領」をご覧ください。
・お送りしている払込取扱票をご利用いただきますと、手数料 110 円が無料になります。

<事務局>

社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会
港南区港南 4-2-8 3階
電話: 841-0256
担当: 田中、菅井

【番号】【自治会町内会名】 会長 様

赤 十 字 会 費 募 集 資 材 一 覧 表

赤十字会費募集に関する資材を以下のとおり送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、資材数は、令和8年1月に依頼しました会費募集に関する資材必要数・配送先の確認調査でご回答いただきました内容で送付しています。

資 材 名	数 量	備 考
① 依頼文	1通	
② 令和8年度港南区赤十字 会費(募金)募集実施要領	1冊	
③ 協賛委員委嘱状	1枚	会 長 用
④ 赤十字ポスター	【差込印刷】枚	掲示板等用
⑤ パンフレット(小冊子)	【差込印刷】冊	班回覧用
⑥ 各世帯広報用ちらし	【差込印刷】枚	全戸配布用
⑦ 受領証(一冊10枚組)	【差込印刷】冊	
⑧ 協力会員門標	【差込印刷】枚	
⑨ 郵便局振込用紙(赤)	1枚	

※資材は不足が生じた場合、事務局までご連絡いただければ早急にお送りいたします。

また、資材に大量の余剰が生じた場合もご連絡いただきたく、よろしくお願いたします。

＜日本赤十字社港南区地区委員会 事務局＞
社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会
港南区港南4-2-8 3階
電 話／841-0256 担 当／田中、菅井

令和8年度

港南区赤十字会費(募金)募集
実施要領



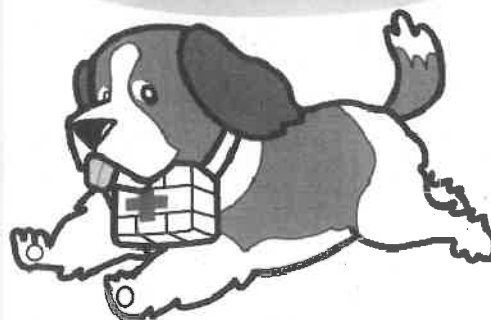
神奈川県支部
横浜市地区本部
港南区地区

日本赤十字会費募集

日本赤十字社は、人道博愛の精神のもと、世界各地での活動はもとより国内での災害救援、血液事業、医療活動、社会福祉事業等の活動を展開しています。

このような赤十字の活動は、地域の皆さまの善意によって支えられています。

皆さまのご理解と
ご協力をお願いします。



日本赤十字社は、日本赤十字法に
基づいて各種事業を行っています。

◎実施期間

通年実施しています。特に5月1日から5月31日までの1ヶ月間を赤十字会員増強運動期間として位置づけています。

組織と事業の充実、発展を図るために、一人でも多くの方に会員になっていただくよう、全国一斉に運動を展開しています。

◎会費・会員とは？

日本赤十字社は、毎年会費を納入していただく、会員によって組織されています。すべての事業は、その会員組織によって進められています。2,000円以上納入いただいた方の中で、希望の方は、「会員」として登録させていただきます。2,000円未満の方、2,000円以上の納入で登録を希望されない方、および自治会・町内会一括で納入いただいたときは、「協力会員」となります。港南区では、港南区連合町内会長連絡協議会を通じて、各自治会・町内会の皆さまに一世帯当たり200円を目安額として赤十字会費をお願いしています。

◎会費の使途

毎年皆さまから寄せられた会費は全額日本赤十字社神奈川県支部に送金いたします。この会費をもとに日本赤十字社は幅広く活動をしています。

港南区内で火災や風水害等に遭われた方々への災害見舞金、救急法の講習会開催など、地域の皆さまの安心・安全のために役立てています。

◎会費募集協力事務費

会費実績額の5%を、会費募集協力事務費として自治会・町内会のご指定の口座に振り込みます。(令和9年3月予定)

令和8年度 日本赤十字会費(募金)募集実施要領

1. 趣旨

日本赤十字社は、『博愛と人道』の精神に基づき、明るく平和な社会をつくることを目的として活動しています。

昨今、災害による救援活動や社会福祉活動への支援・要望等が日本赤十字社に寄せられており、赤十字社の役割が重要性を増しています。こうした諸要望に応えていくため、日本赤十字社としても事業全般について一層の拡充・強化を図ることが求められています。

全国的に毎年5月を「赤十字会員増強運動月間」と定めており、この期間に合わせて関係諸団体のご協力を得て会費募集を実施いたしておりますので、この趣旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

2. 目安額及び実施期間

会費募集目安額 13,270,200 円

@200×68,322 世帯 (※令和8年1月末現在世帯数－生活保護世帯として3%)

*生活保護世帯の扱いとして一般世帯数より差し引いた世帯数を基に目標額を設定しています。(令和8年度は3%)

(1) 募集期間 5月～8月

(2) 納入期限 大変恐縮ですが、事務の都合上、8月 31 日(月)までに納入をお願いいたします。

3. 会費募集の推進方法

会費の募集については、募金での依頼となりますので、強制的なものではありません。自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼される際にもご留意いただければ幸いです。

* 会費の集め方については、各自治会・町内会様の実情に合わせて対応をいただいております。

* 募集活動を担われている方の証として『協賛委員委嘱状』カードを同封しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

① 「会費」「会員」について

協力会員

2,000円未満、2,000円以上納入いただいた方で登録を希望されない方、自治会・町内会一括で納入いただいたときは協力会員となります。

港南区では、港南区連合町内会長連絡協議会を通じて、各自治会・町内会の皆さまに一世帯当たり200円を目安額として赤十字会費をお願いしています。

ご協力いただいた方で希望される場合は、「協力会員門標」を港南区地区委員会よりお送りいたしますので、必要枚数を払込票にご記入ください。

会員

2,000円以上納入いただいた方で、希望される方は、会員として登録させていただきます。会員登録されると、神奈川県支部より直接「会員門標」と広報紙が送付されます。ご希望の方は、港南区地区委員会までご連絡ください。

② 高額会員の増強について

一時に2万円以上納入いただいた方は、送付資材の中に同封してありますパンフレット「わたしたちの神奈川だから」の基準により会員功労表彰対象に関係します。その際は事務局までお名前、ご住所をお知らせください。

③ 自治会・町内会費から会費を納入する場合について

地域の実情から自治会・町内会費を集める際に、赤十字会費(募金)も一緒に取り組まれているところがあります。このような自治会・町内会におかれましては、赤十字会費(募金)の趣旨をご説明いただき、十分な理解を得ていただきますよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

④ 税制上の優遇処置について

パンフレット「わたしたちの神奈川だから」に詳細が記載されておりますので、ご参照いただければ幸いです。

4. 受領証について

地区の控えとしてお使いください。事務局への返送は不要です。ただし、2,000円以上納入いただいた方で、希望される方は、会員として登録させていただきます。会員登録されると、神奈川県支部より直接「会員門標」と広報紙が送付されます。ご希望の方は、港南区地区委員会までご連絡ください。

5. 会費の納入方法

次のいずれかの方法で、納入願います。

① 直接持参の方法

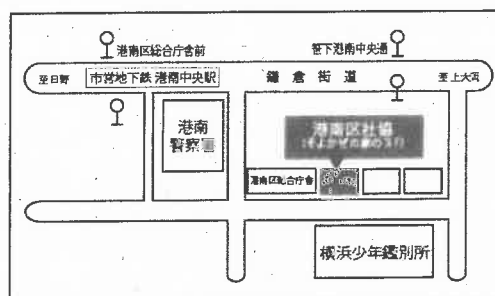
事務局で受付をさせていただきます。

事務局／港南区社会福祉協議会

電話 841-0256

〒233-0003

港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内



② 郵便振込……同封の振込用紙をご使用ください。依頼人欄には窓口にお持ちになる方の名前・住所等をご記入ください。

(手数料負担なし)郵便局の振込用紙兼領収書をもって、赤十字会費の領収証とさせていただきます。また、協力会員の方への門標について、必要な場合は、個数を払込票通信欄にご記入ください。後日事務局より送付させていただきます。

なお、お送りしている払込取扱票をご利用いただきますと、手数料 110 円が無料になります。

③ 銀行振込……振込手数料は自治会・町内会で負担願います。

横浜信用金庫 上大岡支店 普通 0440184

にほんせきじゅうじしゃかながわけんし ぶよこはましち くほんぶこうなんくち くいんかい
日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部港南区地区委員会

6. その他

会費募集協力事務費として会費実績額の5%が自治会・町内会へ交付されます。
(令和9年3月を予定)

令和8年4月20日

《各町内会》会長 様

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋文雄

令和8年度港南区社会を明るくする運動実施委員会会費（募金）の協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より更生保護事業につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かねてから港南区では、青少年の健全育成や犯罪予防等、安心して暮らせるまちづくりに努めているところですが、昨今の社会情勢をみますと、罪を犯した人達の立ち直りを助けるとともに青少年の非行を防止し、健全な育成をうながして犯罪のない明るく住みよい社会環境をつくることがより必要とされています。

本委員会は青少年健全育成や更生保護関係団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会）等と連携し社会を明るくする運動を推進することを目的としておりますので、この趣旨にご賛同いただき、特段のご協力ご援助を賜りたくお願い申し上げます。

尚、下記会費（募金）額は、各協力者の方が募金をされる際の目安としてお考えください。

1 会費（募金） ¥《目安金額》 -

（一世帯あたり10円×《依頼世帯数_（加入世帯数-3%）》世帯<令和8年1月末時点の加入世帯数×97% [生活保護世帯数相当として3%を差し引きます。]>）

2 納入期限 令和8年8月31日（月）

3 納入方法 次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1) 郵便局にて払込 同封の払込用紙（赤）をお使いください。（手数料無料）
※郵便局の払込票兼受領証をもって、港南区社会を明るくする運動実施委員会会費の領収証とさせていただきますが、別途領収書が必要な場合は事務局までお申し出ください。

(2) 直接持参 下記事務局へお持ちください。※おつりは対応できません。
受付時間：平日9：00～17：00

4 会費（募金）の使途内容

社会を明るくする運動を推進する事業や青少年健全育成にかかわる事業経費

- ・広報活動（ポスター掲示、街頭キャンペーン、ミニ集会等）にかかわる資材経費
- ・各種団体（保護司会、BBS会、更生保護女性会、薬防協）への助成

“社会を明るくする運動”…法務省が主唱し、すべての国民が、犯罪や非行防止と、犯罪をした人や非行のある少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

<事務局> 港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内

電話 841-0256 FAX 846-4117

令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和8年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまわり

重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上、交通反則通告制度（青切符）の周知
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◆◆令和7年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	関連事故 件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,240	42	8,140	1,613	6	1,472
前年	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前年比	-23	2	-181	83	1	42
構成率				22.3%	14.3%	18.1%
神奈川県	21,324	139	24,463	5,477	15	5,176
前年	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前年比	574	30	340	475	2	418
構成率				25.7%	10.8%	21.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通して、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメットの着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合ひましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

令和 8年 4月20日

各 位

港南区更生保護女性会
会長 落合 光子

「更生保護女性会こうなん」第2号について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、港南更生保護女性会は更生保護活動を目的としたボランティア団体であり、犯罪や非行防止、また自立更生の支援など住みよい地域社会のための活動にあっております。

この度、「更生保護女性会こうなん」第2号を発行いたしましたので、ぜひ、ご一読いただき、子どもの活動にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事務局

横浜市港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南4-2-8 3階

TEL 045-841-0256

FAX 045-846-4117



会員交流会



令和8年2月27日、港南中央地域ケアプラザの方2名を講師としてお招きし、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをおこなっている〔チームオレンジ〕の話、認知症マップのお話を伺いました。

その後、会員の指導の元、おりがみでツル・ポチ袋を折り、有意義な交流会を行いました。



更生保護女性会員の
オコジョさん

一年間を終えて



港南区更生保護女性会会長 落合 光子
令和七年度も皆さまのご協力の元、無事に終えることができました。会長を引き継ぎはしましたが、年間行事での詳細な事は前会長の指導を頂きながらの一年でした。

矯正展、植栽は天候に恵まれ大盛況となりました。

私たちの活動も高齢化が顕著であり、活動が難しくなっていますが、できることを模索しながら奉仕を続けたいと思います。

新入会委員



更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん



どうぞよろしくお願いたします。

- | | |
|--------------|--------------|
| 池田 豊子 (笹下地区) | 江藤 愛子 (日野地区) |
| 杉原 弘子 (笹下地区) | 岡本 順子 (永野地区) |

2025年度 活動の様子



まこと寮 食事支援

三地区の会員により、年四回の食事支援をさせて頂いています。地区によってメニューもそれぞれです。

寮生からアンケートを頂き、家庭的な料理や肉料理を提供しました。コロナ禍にできなかった一緒の食事会も再開し、今では会話しながらの食事を楽しんでいます。

また、寮生が即興でピアノ演奏を下さる時があり、当番地区の会員は感動し、和やかな食事会となりました。



花生け (横浜少年鑑別所)

暑い時期・クリスマス・お正月は花鉢を届けています。他の月は花生けをさせて頂いています。



母の鈴

更生保護女性会では、まこと寮の入寮者に、母の気持を伝えたく、一人ひとりへ手作りの心のこもった「母の鈴」を作っています。



横浜矯正展

11月1日第53回横浜刑務所矯正展が天候に恵まれ、多数の来客で盛り上がりました。お赤飯・乾物類・お茶・お花・特に手作り品が大変好評でした。

次回も皆さま方のお力添えをよろしくお願い致します。



植栽



今回初めて、春・秋と横浜刑務所、鑑別所周辺の花植えに参加させて頂きました。皆さんの笑顔で和気あいあい、彩り良い可愛い花を植えました。

コーラス

7月に上永谷地区センターにて、当地区センターを利用されている視覚障害対象者からの依頼を受け、18名の参加でコーラスを披露する機会に恵まれました。

指導して頂いている先生には沢山の元気を頂き、月二回の練習にも成長が感じられ、声を出す喜びに満たされています。



おめでとうございます

- 第73回横浜市更生保護大会（令和7年10月30日）於：横浜市開港記念会館講堂
 横浜市長表彰 大司 初恵
 横浜市更生保護女性連盟会長表彰 安田登喜子
- 第76回神奈川県更生保護大会（令和7年11月26日）於：神奈川県民ホール
 日更女理事長表彰 宮川 和子
 横浜保護観察所長感謝状 佐藤八重子
 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰 日吉 周・安田登喜子



令和7年度 保護司会・更生保護女性会合同活動

- 7月1日 社会を明るくする運動キャンペーン
 （上大岡駅周辺）
- 7月5日 保護司・更女役員会
- 7月10日 保護司会主催 新任保護司研修会に
 参加
- 8月8日 就労支援に向けた取り組みに関する
 研究会
- 10月4日 保護司・更女役員会
- 11月30日 まこと寮でのBBQ
- 12月6日 保護司・更女役員会
- 1月17日 75回社会を明るくする運動の作文
 コンテスト表彰式 新春の集い
- 2月12日 薬防研修

令和7年度 活動報告

- 4月9日 理事会
- 4月15日 鑑別所への花生け奉仕
- 4月9日 7年度 総会
- 5月13日 鑑別所への花生け奉仕
- 5月19日 理事会
- 6月2日 理事会
- 6月2日 春の植栽（理事会後）
- 6月7日 そよかぜまつり
- 6月15日 まこと寮 食事支援
- 7月20日 まこと寮 食事支援
- 8月4日 理事会
- 8月17日 まこと寮 食事支援
- 9月8日 理事会
- 10月6日 理事会
- 10月14日 鑑別所への花生け奉仕
- 11月1日 矯正展
- 11月2日 理事会
- 11月11日 鑑別所への花生け奉仕
- 12月5日 秋の植栽
- 12月8日 理事会
- 12月17日 理事会
- 2月3日 理事会
- 2月10日 鑑別所への花生け奉仕
- 2月27日 会員交流会
- 3月2日 理事会
- 3月15日 まこと寮 食事支援

“社会を明るくする運動” 「五つの誓い」

- 犯罪や非行のない明るい社会を築きます。
- 再犯防止は更生保護の使命です。
- 地域のチカラで立ち直りを支えます。
- おかえりの心で仕事と居場所をつくります。
- 幸福（しあわせ）の黄色い羽根で理解の輪を
 広げます。

編集後記

「更生保護女性会 こうなん」第2号をお届けします。少人数の広報部員ですが会員皆さまに原稿や写真をご提供いただき、誠にありがとうございました。

広報委員 竹内 光子・埜 操
 滝口 直子・小澤 光子

